

《卒業研究報告》

ごみ処理場の問題における受益圏と受苦圏

—小金井市ごみ問題を事例に—

新井 荒太（熊本ゼミ）

序章

日本においてゴミは、正確には廃棄物と呼ばれている。廃棄物について規定している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の第二条では、廃棄物について、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及およびこれによつて汚染された物を除く。）」とされており、さらに2条2項に「この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」とあるように、産業廃棄物以外の廃棄物が広く一般廃棄物と定義されている。

そんなゴミに対して私が興味を持った理由としては、私が住んでいる小平市の東側に隣接している小金井市において、ゴミ処理場の建設をめぐる問題がおきていたことがあげられる。当時、私は小学生だったのだが、小金井市がテレビで取り上げられているというくらいに思っていた。しかし、大学に入学し、環境社会学やNIMBY問題¹について学んでいく中で、なぜ小金井市においてゴミ処理場の問題が起きたのかという疑問が生まれた。

そこで、一般廃棄物、つまり家庭ゴミの処理場についての制度を調べてみた。まず、一般的に現在の日本において家庭ゴミを捨てるためには、住

んでいる地域ごとに決められたゴミ捨て場所に決められた種類のごみを、決められた時間・場所・曜日に出す必要がある。ただ、このゴミ捨てのルールは自治体ごとに大きく異なり、自治体によってはゴミを捨てる袋まで指定されていることも珍しくない。細かいごみの分別と自治体ごとの処理によって日本のごみ収集は成り立っているのだ。

ここで一つの疑問が浮かぶ。なぜ各自治体によってゴミ捨てのルールが違うのかという点である。この自治体ごとにゴミの捨て方のルールが違う理由は「自区内処理の原則」という考え方が存在しているからである。この原則があるために、日本においては原則として、1つの自治体に1つのゴミ処理場が建設されることになっている。しかし、それができないところもあるため、そのようなところでは複数の自治体が1つのゴミ処理場を運用することが認められている。ここで生じるのが、どこにゴミ処理場をつくるのか。要するにここが小金井市の問題につながっていたのである。

そこで本論では1章と2章において、なぜ日本において「自区内処理の原則」が存在し、必要とされているのか、そしてなぜ小金井市においてゴミ処理場に起因するさまざまな問題が起きたのかについて明らかにし3章と4章にて自区内処理の原則を用いても難しい、受益圏と受苦圏の関係の中で

1. NIMBY問題：社会的に意義のある事業であることや公共にとって必要な施設であることは理解しているが自分の家の近くで行われることには反対する住民心理の問題のことを意味する表現。自分の家の裏庭では置かないで欲しいという「not in my backyard」の頭文字から作られた言葉。

どのようなすればある程度の公平性を保つことが出来るのかについて東京ゴミ戦争と小金井市ごみ問題を通して明らかにするものである。

第1章 「区内処理の原則」の意味と歴史

第1節 「区内処理の原則」とは

そもそも「区内処理の原則」とは何なのか。「区内処理の原則」とは国の内外を問わず、廃棄物の処理はできうるかぎりその排出地域に近いところで行うと考え方であり。日本においては、ごみの収集、処理、処分の行程は該当する市区町村内で行う、つまり当該の自治体内で以上のことを完結させるという意味であるとされている。この「区内処理の原則」という言葉は後述する、1950年から1970年代に東京江東区で起きたごみ公害問題、通称「東京ゴミ戦争」を機に生まれた言葉である。この章では鄭（2014a）参考にして「区内処理の原則」の歴史について述べるものである。

第2節 ごみ処理に関する法律から見る、「区内処理の原則」の基礎

日本において初めてごみの処理に関する法律が誕生したのは近代化直後の1900年である。当時の日本においては、ゴミの収集・処理はゴミを出したものが自分で処理するか、民間の業者が収集するという2つが主な方法であった。しかし民間のごみ処理業者がゴミを収集していた理由は価値のあるものを選別しそれを売却して利益を出すことが目的であった。そのための処理業者はしばしば路傍や空き地にごみが投棄し、ごみが不衛生な状態で堆積していた。不衛生なごみ捨て場では当時人の流れが活発になるにつれて増えていった伝染病を媒介するハエ、蚊、ネズミなどの繁殖場所と

なった。その結果ごみ置き場を含む街全体を清潔に保つこと、すなわち公衆衛生の向上が重視されることになった。公衆衛生の向上を目的に1900年に「汚物掃除法」²が制定された。この法律では、ごみの収集・処分を市町村の義務として位置付け、ごみ処理業者を行政の管理下に置いた。この法律により行政サービスとしての清掃行政の土台をつくりあげた。この法律は「区内処理の原則」の基礎となったといえる。

一方で清掃事業が各市町村に移管されるなかで日本の中で例外であった場所が存在していた。それが東京都である。経緯としては1943年に東京都制度³が始まった際に当時存在していた35区は東京都の内部組織として組み込まれており、清掃事業については区ではなく都が処理責任を負うという特別な扱いがあった。その後1947年に日本国憲法、地方自治法⁴が施行され、それまでの東京都における区は原則的に市と同一の扱いとなった。しかし東京都は清掃事業を区に移管することなく、従来通り都が行うこととなった。1954年に「汚物掃除法」が「清掃法」⁵に改訂された。変更点としては「汚物掃除法」では清掃事務を市の事務としたのに対し、「清掃法」では主体を市町村へ拡大し、都道府県・国についてもごみの処理に関して財政的・技術的援助を行うことなどが定められた。（第2条）。また同法6条において清掃事業は市町村の処理責任としていたが、ここでも東京では区ではなく都が責任を負うことになっていた。このような経緯から清掃事業を公共サービスとし、政府システムの中でも最も身近な市町村がこれを行うこととしたため、1970年代には一般の市町村においてはごみの排出者である住民と処理主体である市町村という関係が構築されてい

2. 汚物掃除法：1900年に制定された日本最初の廃棄物に関する法律

3. 東京都制：1943年に首都の一元的支配のために、東京市と府を併合するために導入された制度。

4. 地方自治法：1947年に制定された地方自治の基本法

5. 清掃法：1954年4月22日に制定された廃棄物に関する法律

たが、東京の区のみはこの対応関係が構築できていなかった。これが「自区内処理の原則」の誕生の要因となる、東京の「ゴミ戦争」の引き金となる。

第3節 東京の「ゴミ戦争」

ゴミの収集・処理に関する法律を見ると、ゴミの収集・処理は市町村の事務であるとしたことで市町村という括りが条文に記載された。つまり「自区内処理の原則」という社会的規範が生まれる余地が存在していたのは前節で記した通りである。しかし、はっきりとした「自区内処理の原則」の誕生の起源は、1971年に東京で起こった「ゴミ戦争」にある。

当時日本では高度経済成長期を迎えており、所得倍増計画⁶をもとに世の中は大量生産・大量消費・大量廃棄という生活サイクルに切り替わった。それに加えて人々が大都市に移動、集中した結果、大量のごみが排出された。東京では処理量の増大に清掃工場の中間処理能力や工場自体の数が追いつかず、そのため東京都では廃棄されるごみの約7割が未処理でそのまま埋め立てるというやり方を行っていた。その23区内のごみを処理するために東京都はごみ公害を発生させないという公約のもと、江東区に埋め立て地「夢の島」⁷を建設したのである。しかし「夢の島」の所在する江東区には23区全域から未処理のごみなどを積載したごみ収集車が毎日5000台以上、区内を走っていた。その結果周辺地域では悪臭、ゴミ火災、ハエの発生、ごみ収集車に起因する交通渋滞などの問題が発生した。そこで東京都は全ての区に清掃工場の建設を決断、1956年に東京都は・世田谷区・練馬区・板橋区・杉並区などに清掃工場を作ろうとするが杉並区では住民の強い反発を受け、清掃工場

の建設は中断される。なかなか進まない計画に江東区は1971年9月に区議会において「ゴミ持ち込み反対決議」を行った。さそれに加えて東京都庁と22区宛てに「自区内での処理に反対か否か」などを問う質問状を送り、回答を得られない区からのごみの持ち込みを阻止するという実力行使に出た。翌日に東京都知事であった美濃部亮吉は江東区の「自区内処理の原則」を受け入れ、ごみ問題解決のため、都議会において「ゴミ戦争宣言」を行い解決のため動き出した。

美濃部は杉並区の反対地区住民との対話を重視する姿勢をとり、協議を行っていたものの高井戸を含む各候補地で反対組織が作られて事態は膠着する。ここで新たな問題が発生、する。1972年12月東京都が年末年始のゴミ増加に対応するため都内8か所に一時的なゴミ集積所を設営しようと計画。この一つとなった杉並区で住民が工事を実力阻止する事件が起きた。この対応に杉並区はゴミ問題を解決に非協力的であるとした江東区は、同月に杉並区からのごみ搬入を阻止した。東京都が「早急な集積所建設」を約束したことから、昼に搬入阻止は解除された。しかし杉並区ではごみが集積所に積み上がり、夢の島周辺と同じような悪臭、ハエの発生などが起き、地域の環境が悪化する事態となる。杉並区のごみ搬入阻止は翌年5月にも発生する。混乱の解決のため美濃部は改めて杉並区高井戸地区を清掃工場の用地に選定し、反対派との協議をするも実らず、最終的に強制収用手続きを再開した。反対派による収容取消訴訟などもあったが、1974年11月に全面的な和解が成立。東京の「ゴミ戦争」は集結することとなる。

では改めて「自区内処理の原則」とはどういう意味であったのだろうか。当時の江東区区議長である米沢正和は次のようにのべている⁸。

6. 所得倍増計画：1960年12月に第二次池田勇人内閣が閣議決定した経済対策の基本計画

7. 「夢の島」：1957年から67年にかけてごみによって作られた東京湾の埋め立て地

8. 東京都、前掲書（2000年、237）

「自区内処理の原則は、迷惑の公平な負担の原則であり、23区のごみの終末処理を江東区のみ押し付けている不合理を解消する必要から求めてきたものである」

「つまり本来の「自区内処理の原則」の意味はごみの収集・運搬・処理・最終処分という一連の処理過程の全てを市区町村内で行うという意味ではなく、「自区内処理の原則」はあくまでも「迷惑の公平な負担=負担の公平化」のための原則であった」（鄭 2014a：46）とあり、私自身も本来の「自区内処理の原則」という言葉の意味はゴミのすべてを市町村で行うのではなく、負担を分配すべきという意味の言葉であると考える。

第2章 小金井市ごみ処理問題

第1節 小金井市ごみ処理問題

では今回のテーマの中心である、小金井市のごみ処理の問題について考えていきたい。小金井市は東京都の多摩地域中部にある、人口12万人の都市である。この都市では一旦の解決を迎える2020

年までごみ処理に関する問題を抱えていた。この章では小金井市で起きたごみ処理における問題について鄭（2014b、2014c）を参照し述べていく。

第2節 多摩市における「自区内処理の原則」

今回の小金井市のごみ処理問題を語るうえで重要な点として、多摩地域が区とは違うごみの処理形態を取っていたという点である。区では東京ゴミ戦争のあった経緯から多くの自治体で自らの地域で処理施設を建設して処理を行う単独処理を行っていた。一方で多摩地域では清掃事業は区とは都が管理するのではなく各市町村にゆだねられていた。その中で「自区内処理の原則」を達成するために多摩地域においては、23市3町1村が8つの一部事務組合⁹を設置してごみの広域処理を行っている（図表1）。純粋に単独でごみを処理しているのは立川市、武蔵野市、東村山市、昭島市の4市のみである。

ではその一部事務組合の処理施設はどのような場所に配置されているのだろうか。多摩川衛生組合の処理施設であるクリーンセンター多摩川は多摩市、稲城市、府中市の市境の稲城市内に立地し

図表1、多摩地域におけるごみ処理の状況（多摩地域30市町村、2023年現在）

広域処理	23市3町1村
多摩川衛生組合	稲城市（※）、府中市、国立市、狛江市
ふじみ衛生組合	調布市（※）、三鷹市
多摩ニュータウン環境組合	多摩市（※）、八王子市、町田市
西多摩衛生組合	羽村市（※）、青梅市、福生市、瑞穂町
小平・村山・大和衛生組合	小平市（※）、武蔵村山市、東大和市
柳泉園組合	東久留米市（※）、清瀬市、西東京市
西秋川衛生組合	あきる野市（※）、日の出町、檜原村、奥多摩町
浅川清流環境連合	日野市（※）、国分寺市、小金井市
単独処理	4市
立川市、武蔵野市、東村山市、昭島市	

（※）は一部事務組合のごみ処理施設がある自治体を表している。

9. 一部事務組合：複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うこと

ている。ふじみ衛生組合の処理施設は調布市と三鷹市の市境、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場は町田市、多摩市、八王子市の市境である。西多摩衛生組合の施設は瑞穂町と羽村市の境界であり、小平・村山・大和衛生組合の施設は小平市、東大和市、立川市の市境の小平市内にある。柳泉園組合の施設は東久留米市と東村山市の市境にあり、西秋川衛生組合のあきる野市と八王子市の市境にある。そして小金井市ごみ処理場問題の一旦の解決の糸口となった浅川清流環境連合の施設は多摩川河川敷に面した場所であるが、多摩川の向こうは府中市である。このように、多摩地域の一部事務組合の清掃工場が市境またはその周辺地域に立地していることは明らかである。

一方で、単独で処理場を運用している4市はどのようなかという、武蔵野市の場合は処理場が市役所に隣接しているものの練馬区との境界線に近い。立川市の場合は小平市との市境付近に処理場が立地している。昭島市の処理場は八王子市との市境付近にある。つまり単独で処理場を運営し「自区内処理」を行っている4市もその立地からみると市境に立地していることが分かる。この処理場の立地状況は、ゴミ処理関連施設の用地選定の難しさが見て取れる。また各々の自治体が苦悩しながらもできる限りを尽くして「自区内処理の原則」を実現しようとしたという努力も見えて取れる。つまり多摩地域ではごみの処理体制全般をみても広域処理はすでに一般的である一方、共同処理でありながら、環境・財政それぞれの負担を分担している点で「自区内処理の原則」を満たしてきた。このことは言い換えれば、多摩地域のごみ焼却施設が施設の場所で「自区内処理の原則」が満たされているとしても現行の枠組みが維持できなくなった場合には、立地上の「自区内処理の原則」

は維持が困難となるということを示している。もし新たなごみ処理場を建設しようとする場合には、住民と清掃事業の責任を持つ市が議論をする必要がある。その議論の中でも合意を市側が勝ち取るためには多大なるコスト、時間、市政に対するリスクを背負うこととなる。この事例が最も顕著に表れたのが後述する二枚橋衛生施設組合の解散以降の小金井市「ごみ非常事態」宣言発令にまつわる小金井市のごみ処理場問題である。この問題は「自区内処理の原則」の持つ政治的リスクが問われたものであった。

第3節 小金井市ごみ問題

(1) 二枚橋衛生組合の結成と閉鎖

小金井市がゴミの共同処理を行い始めたのは1957年に小金井市・府中市・調布市の三つの地域で作られた二枚橋衛生施設組合を結成された時である。そんな二枚橋衛生組合では廃棄物焼却炉の平均寿命が約25年と言われる中でそのリミットを過ぎた1984年に二枚橋焼却場の建て替え計画を検討する。しかし周辺住民による建て替え案反対運動に直面してしまった。理由は二枚橋衛生組合の焼却施設は、北側が14mから20mほどの丘に立地していることから、気象条件が悪いと悪臭が流れてしまい近隣住民からの苦情が出されることがあり、その結果昭和50年代より悪臭問題で近隣住民との間でトラブルが起きてしまっていた。このことから二枚橋衛生組合の焼却施設建て替えに当たっては近隣住民説得のために100m以上の煙突が必要であると考えられていた。しかし100mの煙突を建ててしまうと今度は近隣にある調布飛行場¹⁰の航路にかかるという問題が生じたことから、二枚橋近隣での建て替えには東京都からの反対の声が上がってしまった。そこで二枚橋組合管

10. 調布飛行場：東京都調布市に所在する飛行場

理者は東京都に代替案を求めたところ二枚橋焼却場の等積交換による都立野川公園移転案が出された。しかし東京都の代替案で今度は野川公園と近接している三鷹市の近隣住民、国際基督教大学さらには国立天文台の激しい反発により都立野川公園移転案も頓挫してしまった。

このように出てくる案がことごとく利害関係者の反対にあう中で、小金井市議会において1985年に小金井市の増えたごみについて、二枚橋焼却場とは別の「第二工場」で処理するという決議を全会一致で可決した。しかしこの小金井市議会の決議は突然かつ小金井市の独断のもので、二枚橋衛生組合をととも構成する調布市・府中市の反発を買うこととなり、3市の二枚橋焼却場を拠点とする「自区内処理の原則」体制に亀裂が生じるきっかけとなった。

その後二枚橋衛生組合は1992年から4年間をかけて施設の延命のための工事を行い、ごみ処理を継続したが、小金井市においては「第二工場」のための建設予定地がなかなか決まらない状況が続いていた。結局2004年11月に、3市は二枚橋衛生組合を解散して、各々二枚橋焼却場以外でごみ処理を行うことが決定しまう。その後、2007年3月末に焼却炉を停止し、建物の解体を行った後、2010年3月に二枚橋衛生組合も解散した。

(2) 国分寺市との共同処理の模索

二枚橋衛生組合の解散が決定した2004年に小金井市の稲葉市長は東京都の仲介によって国分寺市にごみの共同処理を申し込んでいる。経緯としては東京都から共同処理の相手として国分寺市を紹介してもらった。内容としては小金井市内に新焼却施設の用地を確保することを前提に、新焼却施設建設までの間、国分寺市の焼却場で小金井市の

ごみの処理を行うこと、またそのための費用を小金井市が負担するということを前提として、共同処理を申し込むこととなった。共同処理の申し入れ後には小金井市と国分寺市は可燃ごみの広域支援を継続することの条件として、「平成21年2月までに、市民及び関係自治体の理解を得て新焼却施設の建設を決定するとともに、当該決定を国分寺市に提示し協議する」ことを挙げている。このことによって小金井市は2009年2月までに焼却場の建設候補地を決めなければならなくなった。しかし新処理場の建設予定地決定までの頼りにしていた国分寺の処理場には問題があった。「多摩地域ごみ実態調査」(平成16年度統計)によると、小金井市の可燃ごみ処理量が年間で約2万トン、国分寺の可燃ごみの処理量が年間で約2万4千トンであった。しかし国分寺の国分寺市清掃センターがフル稼働したとしても処理できる量は3万9千トンであり明らかに処理量をオーバーしていた。その結果が小金井市で「ごみ非常事態宣言」¹¹を発令する原因となる。

(3) 小金井市のごみ処理施設建設問題をめぐる動き

国分寺市と共同での新しいごみ焼却施設の候補地選びが難航する中で、2007年6月に市長の諮問機関として「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置するにいたる。諮問内容は、新焼却施設の建設候補地としてジャノメシン工場跡地及び二枚橋焼却場跡地の内から建設場所を選定すること。またそのほかに適している建設候補地があれば併せて検討するという2点である。そんな中で委員会での検討を進めた結果、第23回(2008年3月23日)までに候補地を5ヵ所まで絞り込んだ。しかし5ヵ所のうちの1ヵ所については民有地

11. ごみ非常事態宣言：小金井市が平成18年より市民に対し、「燃やすごみの10%減量(1人1日50グラム・卵1個分)を！」を目標として掲げたスローガン(市報こがねい、令和3年3月15日号)

年度	支援先（自治体・一部事務組合）
2007年	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市 柳泉園組合（東久留米市・清瀬市・西東京市）、西多摩衛生組合（羽村市・瑞穂町・青梅市・福生市）、小平・村山・大和衛生組合（小平市・武蔵村山市・東大和市）
2008年	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合、西多摩衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、多摩川衛生組合（稲城市・狛江市・府中市・国立市）
2009年	八王子市、三鷹市、昭島市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合
2010年	八王子市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合
2011年	八王子市、三鷹市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合、多摩ニュータウン環境組合（八王子市・町田市・多摩市）
2012年	三鷹市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合
2013～16年	多摩川衛生組合、昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合
2017年	多摩川衛生組合、国分寺市、ふじみ衛生組合（三鷹市、調布市）、柳泉園組合
2018年	多摩川衛生組合、国分寺市、ふじみ衛生組合
2019年	多摩川衛生組合、国分寺市、ふじみ衛生組合

（可燃ごみ処理の支援状況（平成19年度から令和元年度）より作成）

であり、その土地所有者が「今後において該当の土地を使用する計画がある」という理由により提案を断られてしまった。最終的には公有地である、都立小金井公園、おなじく都立野川公園の敷地内、ジャノメミシン工場跡地、二枚橋焼却場跡地の4つを比較検討することとなった。

しかしこの新たな候補地4つにもそれぞれ問題を抱えていた。まず1つ目の候補地である二枚橋焼却場跡地は先ほども述べた悪臭の問題の解決法が見当たらないこと、そして新たな問題として二枚橋焼却場跡地は小金井市が土地の権利分として3分の1程度しかないという問題である。

2つ目の候補地であるジャノメミシン工場跡地はもともと小金井市が1992年に市役所用地として購入し、10年かけて新庁舎を建設する予定で既に周辺道路の整備を行ってきた用地であった。しかし、市財政が厳しさを増す中2000年には庁舎建設の方針を変えジャノメミシンの工場跡地を売却して、他の場所に新しい庁舎を建設することに計画を変更していた。だがジャノメミシン工場跡地の

用途変更に関する住民説明は行われておらず、焼却場建設予定地としてジャノメミシンの工場跡地が挙げられたことに近隣住民から批判の声が後を絶たなかった。さらにジャノメミシン工場跡地は駅周辺で住宅はもちろん商業施設も密接している市街地であるため、焼却施設の建設が簡単ではない土地であった。

残り二つ候補地はどうかというと、これらの土地は都立公園すなわち公有地であることが一番の問題であった。公有地については、東京都の意思はもちろん、都市計画と都市公園法という大きな壁があった。小金井市は2008年6月1日に発行した「市報こがねい」に新焼却施設建設候補地として都立小金井公園及び都立武蔵野公園区域を挙げていた。しかし、東京都は、ごみ焼却施設は都市公園法に定める公園施設ではないため公園内に設置できない、都立公園を廃止する考えはない、という内容東京都が小金井市側に回答した。

（東京都建設局公園緑地部長、20建公計第38号、平成20年6月2日）

結果として選ばれた候補地は二枚橋衛生組合焼却場跡地となった。しかしすでに調布市が二枚橋衛生組合焼却場の跡地にごみを収集・分別するクリーンセンターを移設する方針を決まっていた。調布市との政治的な解決は不可能であった。そのために調布市が所有する跡地を含め跡地全体を新ごみ処理場の用地とする小金井市の計画は事実上困難となってしまった。

第4節 小金井市のごみの行方と広域処理支援

(1) 多摩地域による広域支援

前節で述べた通り、小金井市では長期間にわたって自治体内でのごみを処理することができない状況にあった。ではなぜ東京ゴミ戦争の時の杉並区の事例のように市内にごみがあふれるような事態に陥らなかったのだろうか。それは多摩地域によるごみの広域支援協定である「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」に基づく広域支援協定によってごみの処理を補完してもらっていたからである。図表2は、広域支援協定に基づき、2007年から2019年まで小金井市の可燃ごみ処理について支援を行ってきた自治体・一部事務組合を示している。

図表2で示した通り、小金井市は結果的に12年もの長期間に渡ってごみの処理を多摩地域の広域支援処理によって行っていたことが分かる。ではなぜ小金井市のごみを多摩地域は全体で広域処理してきたのであろうか。それは前章で述べた東京「ごみ戦争」のようなごみをめぐる最悪の事態が多摩地域で発生しないようにするためであり、この支援体制こそが多摩地域における「自区内処理の原則」であったからである。しかし「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の規定」ではごみの処理を協力するような事態は「緊急事態・不慮の事故等による突発的な施設停止、または処理能力がいちじるしく低下した場合。」「事前予測可能事態・施設の定期点検整備または改修工事、更

新、新設であらかじめ計画された事態」(多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条1項、2項)とされている。

しかしこの第16条を根拠として行われていた、小金井市への広域支援には矛盾があった。まず小金井市の廃棄物焼却場建設は、議会で二枚橋焼却場の老朽化が議会で議論され、別の場所に建てることを決めた時は1985年であり、急に発生した予測できない緊急事態などではないこと。また、あらかじめ計画されたメンテナンス・建設場所が決まっていないことから、焼却場の新設に伴うあらかじめ計画された事態による期限つきの支援にも当てはまらないという点である。実際に小金井市が非常事態を想定した共同処理協定に長期間に渡って頼っていることから適用要件を満たしていないのではないかという疑念が起きた。このことから広域支援を行う自治体・一部事務組合及びその住民からも小金井市行政当局の不誠実な対応を批判する声が強くなっていた。そこで小金井市への広域支援を続けるためには、要綱の内容を見直す必要が生じた。2010年に、広域支援の要件として緊急支援に加え、新たに相互扶助の観点による緊急避難的支援の条項(第22条第3項)を追加して、多摩地域全体としての小金井市のごみの対応を行うことにしたのである。

ではなぜ多摩地域の自治体はなぜ広域支援要綱の改正という過剰なまでの援助を行って小金井市のごみを広域支援し続けてきたのだろうか。この点について、鄭智允は次のように考察している。多摩地域のごみ焼却施設の多くは、1980年代と1990年代に稼働を始めている。一般的に、廃棄物焼却炉の寿命が20~25年と言われている中ですでに多くの施設が寿命を過ぎているかまたは近づいている。そのため、小金井市のごみ問題は支援する側の近隣自治体にとってもごみの処理の問題は対岸の火事ではなく、明日は我が身との実感があつたと考察している。またもう一つの視点とし

て多摩地域は人口減少と財政基盤の弱体化が懸念されている。そのことに加えて、廃棄物の資源化・減量化も進んでいて廃棄物量の確保も曖昧になっている。このことから自治体が単独で高性能かつ大規模な清掃工場の建設に踏み切ることが難しくなっている。つまり、小金井市のごみ問題は、本当であれば自区内において処理すべきである。しかし多摩地域のゴミ処理事情を考えると自分たちの自治体も小金井市ようになってもおかしくないという点から「お互いさま」というような性格を持ち合わせていた。このことから周辺自治体は小金井市のごみ問題を広域支援協定によって補完してきたという事情があったのではないかとしている（鄭 2014c : 36-39）。

（2）多摩地域による小金井のごみ処理広域支援の崩壊の危機

前述した通り、小金井市のごみの処理を多摩地域が広域支援をしていた理由としては、「お互い様」というような同情や、恩赦からきていると考えられる。そんな小金井市のごみの多摩地域による広域処理が危うく取りやめになりかける事件があった。2011年に小金井市市長選挙があり、ごみの焼却場建設予定地がなかなか決まらないことなどの理由により、当時現職であった稲葉孝彦が落選し、佐藤和雄氏が新たに市長となった。しかし佐藤は小金井市長選挙中や、佐藤は、2007年に二枚橋焼却場が廃止されて以来、自区内のゴミ処理施設を持たない小金井市が、代替処理場の建設の検討を先送りにして、安易に周辺自治体にゴミ処理を委託するなどしたために増加したゴミ処理の費用が4年間で20億円に上っていることを「無駄遣い」という、前市長の政策を批判するような発言をしていた。これが他自治体の猛反発を買い、

10年度にごみを受け入れた昭島市と日野市は11年度の受け入れを拒否し、一部の自治体からは「辞めなければ支援に応じられない」と批判された¹²。2011年11月1日に佐藤市長は「他の市や衛生組合への配慮に欠けた。最大限の責任をとる」として12日付での市長辞職を表明し、その後受け入れ先確保できたものの（図表2、2011-12を参照）小金井市のゴミ処理場の問題によって市政、市民生活が揺らぎかねない大問題となった。その後、佐藤市長辞任に伴って同年12月に改めて小金井市市長選挙が行われた。結果は前市長で周辺市長らとの信頼関係を強調した稲葉孝彦氏が市長に返り咲いた¹³。ゴミ処理場関連の公約としては、多摩地域各所への広域処理を今のまま継続して行うこと。そして旧二枚橋衛生組合焼却場跡地に新たに処分場を作り、国分寺市と共同でごみを処理するという案を基本としつつ、一方で、他の自治体が作っている清掃組合への加入も含めあらゆる可能性を追求するという、新たな選択肢を残した。その後は前述した通り、調布市との交渉が決裂し、旧二枚橋衛生組合焼却場跡地での焼却場建設は不可能となった。そのことから国分寺市との共同処理を断念することとなった。

（3）日野市との共同処理

国分寺市との共同処理が白紙となり、またごみ処理の問題が再スタートとなった小金井市に日野市から救いの手があった。それが日野市、小金井市、国分寺市の3市によるごみの共同処理であった。この案の発端は、日野市にあるごみ焼却施設の日野クリーンセンターの老朽化が進んでいることから、隣の市である立川市との共同処理を模索するも話がまとまらなかった。結局同市は処理場の建て替えを行いごみの単独処理を行う計画で

12. 日本経済新聞、2011/11/02、43p

13. 日本経済新聞、2011/12/20、15p

あったところに、小金井市、国分寺市から日野市の建て替え計画に合わせ、可燃ゴミを一緒に処理させてほしい旨の申し出があったことから3市の共同処理案が浮上した。もともと単独で処理するはずであったところに3市共同処理による廃棄物処理広域化が突然浮上したことで日野クリーンセンター近隣住民にとっては急な方針転換であった。他市からのごみの受け入れ反対署名活動は近隣住民に問わず市全域で広がりを見せた。そんな中市側は、広報ひのにてなぜ3市による、共同広域処理を選択したのかについて次のように述べている。

「それぞれの自治体で焼却処理（単独処理）していたものを集約し、複数の自治体で共同処理することで、費用がかかる高度な処理技術を導入することができます。これによりダイオキシン類などの発生を抑えたり、より多くの熱エネルギーを有効活用することができます。また、建設費や維持管理費を低減することで、ごみ処理の効率化を図ります」

（広報ひの、2013年6月15日）

つまり日野市としては、小金井市と国分寺市の申し出を受けることによって、3市の共同処理を行うことにより、焼却場の建設費や管理費用を抑えることが出来る。費用を分担する分高度な処理技術を誇る焼却施設を建設することができ、ダイオキシンなどによる環境汚染防止、そして処理に必要な熱エネルギーの効率化にもつながることから受け入れることにしたとしている。その最中に行われた日野市長選挙では、小金井市のごみ受け入れに賛成を表明した前市長の意志を継いだ大坪冬彦氏が当選した。しかし日野市では2015年に市民団体である「ごみ問題・監査請求をすすめる会」が計画の白紙撤回を求めた1万873人分の署名を市監査委員に提出し事務監査請求をしたが同年

5月28日棄却された。その後2015年には小金井市、日野市、国分寺市間で、ごみ処理施設の設置及び運営のための一部事務組合である「浅川清流環境組合」を設立。管理者日野市長、副管理者小金井市長、国分寺市長とし、2017年6月に工事が開始されて2020年3月に工事は完了し、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が本格稼働を開始された。これによって小金井市の長年に渡るごみ処理場問題に起因するゴミ問題が終結したのである。

第3章 ごみ処理場における受益圏と受苦圏、ゴミ戦争と小金井ごみ処理場問題との比較

第1節 ゴミ処理場の問題における受益圏、受苦圏

この章ではゴミ処理場の問題のそれぞれの立場としての受益圏と受苦圏に分けることで、受益圏側が受苦圏側に与える被害を明確にしていくことが本章の目的である。

ではそもそも受益圏・受苦圏論とはなんなのかについて説明してきたい。受益圏・受苦圏論とは、梶田孝道、船橋晴俊、長谷川公一を中心とする研究グループによって創出されたものであり、新幹線騒音の公害紛争や清掃工場建設問題についての事例研究を通して生み出された理論である。受益圏とは、「一定の事業の実施や施設の建設、および政治的意思決定によってなんらかの利益を享受する人びとや組織の総体である」（船橋2001：38）。受苦圏は、「逆にその事業、施設、意思決定によって損害や苦痛を被る人びとの総体である」（船橋2001：38）。これらのことを前提に二つの東京で起きたごみに関する問題を比較・分類して、受益圏側のどのような行為が受苦圏からの意見を招くのかについて考察していきたい。

第2節 東京ゴミ戦争での受益圏・受苦圏

まず東京ゴミ戦争におけるそれぞれの立場を振り返ってきたい。この問題の発端は東京都（23

区)内のごみを東京都側が江東区に対して被害を出さないことを条件として、ごみの最終処分場としてごみの埋め立て地である「夢の島」を作った。しかし東京都側の約束は守られず、大量のごみ収集車による渋滞、悪臭、ゴミ火災などの被害を江東区に与えてしまった。これが東京ゴミ戦争の第一部であり、受益圏は江東区以外の22区、受苦圏はもちろん江東区である。その後江東区の22区及び東京都への質問状によって、基本的に22区各地に焼却場を作り、悪臭や火災の被害を無くするための行動に出て第一部は終わる。第2部は東京都が決めた各区に一つ清掃工場を作るという政策があった。しかし杉並区において清掃工場建設に反対する住民運動が起きてしまった。杉並区の清掃工場建設が膠着するなかで、1972年東京都が年末年始のゴミ増加に対応するため都内8か所に一時的なゴミ集積所を設営しようと計画。この一つとなった杉並区で住民が工事を実力阻止する事件が起きた。この対応に杉並区はゴミ問題の解決に非協力的であるとした江東区は、同月に杉並区からのごみ搬入を阻止した。その後1973年5月にもほかのごみに関する事例によるごみの搬入阻止が発生した。これが東京ゴミ戦争の第2部であり、この場面での受益圏は負担が公平でないにもかかわらずゴミの搬入を求める杉並区、受苦圏は江東区である。そして杉並区の中でも受益圏・受苦圏の問題があり、清掃工場が作られる杉並区高井戸の周辺地域住民は受苦圏であり、その他の杉並区の住人は受益圏という形にもなる。これが大まかな東京ゴミ戦争の中での受益圏と受苦圏の区分である。

第3節 小金井市ごみ問題における受益圏と受苦圏

次に小金井市ごみ処理問題について振り返っていきたい。この問題の発端は従来小金井市、府中市、調布市の三つの自治体でごみを共同で処理し

ていた。しかし共同の処理場であった二枚橋の焼却場が耐用年数を大幅に超えようとしていた。そこで1985年に小金井市の増えたごみについて、二枚橋焼却場とは別の「第二工場」で処理するという決議を全会一致で可決した。その後小金井市は新たな焼却場を建設するための用地を探すものなかなか見つからなかった。東京都からの提案で国分寺との共同処理を模索するも新たな用地が見つからないことに加えて、国分寺が所有していた焼却場では到底処理能力が足りなかった。その後日野市が国分寺市と小金井市の三市による共同処理を提案し、浅川清流環境連合を発足して日野市においてごみの処理が行われるようになった2020年までの間、小金井市は自区内に処理場を持たず多摩地域全体で小金井市のごみの肩代わりをせざるを得なかった。これが小金井市におけるゴミ処理場の問題の経緯である。この問題の中にあつた受益圏・受苦圏の関係は主に3つの状況があつた。まず1つ目は自区内でのごみ処理場の用地選定がうまくいかないがためにごみの処理を肩代わりしてもらっていた小金井市が受益圏となる。一方で小金井の一方的な理由でごみの処理の肩代わりをさせられていた多摩地域のごみ処理場の周辺地域及び住民が受苦圏となる。2つ目は、現実とはならなかったもの小金井市が用地として検討していた中でも都立野川公園の敷地内、ジャノメミシン工場跡地の周辺住民は悪臭等のごみ処理によって起きる問題を抱える可能性があつたし、実際にも二枚橋焼却場の周辺住民はその日の風向きによっては悪臭の被害を抱えていた。このことから都立野川公園の敷地内、ジャノメミシン工場跡地の周辺地域は受苦圏になりえたとし、実際に二枚橋焼却場の周辺地域は受苦圏であつた。もちろん受益圏は以上の地域に該当しない小金井市の地域及び住民である。3つ目は現在進行形の関係である浅川清流環境連合内のことである。受苦圏としては浅川清流環境連合がごみの処理場として利用してい

る日野市クリーンセンターの周辺地域及び住民である。主な被害としては「日野市クリーンセンター周辺の地域にあるごみ収集車専用道路が近隣の北川原公園内に設置されて道路は一般車両や歩行者は使えない¹⁴」という事例があり、ごみ処理場によって不利益を被っているため受苦圏であるといえよう。そしてこの件における受益圏は小金井市、国分寺市及び以上の地に該当しない日野市の地域が受益圏といえる。以上の3つが小金井市のごみ処理場問題によって起きた大まかな受益圏と受苦圏の区分である。

第4節 各ごみ問題における受益圏・受苦圏のグループ分け

この節では、前節で示した各ごみ問題における様々な受益圏・受苦圏の立場をグループ分けし、それぞれのグループの特徴を述べるものである。

①「重なり型グループ」

東京ゴミ戦争における「杉並区(受益圏)」と「杉並区高井戸周辺(受苦圏)」、小金井市ごみ問題における「小金井市(受益圏)」と「小金井市旧二枚橋焼却場の周辺(受苦圏)」、「日野市(受益圏)」と「日野市クリーンセンター周辺(受苦圏)」のこれら3つの立場は、同じ地区内でごみを出すという受益を受ける自治体内のすべての住民(受益圏)の内部にごみによる悪臭や収集車による交通渋滞などの被害にさらされるごみ処理場周辺住民(受苦圏)が存在している。この構造について船橋は同じ地域において「環境負荷の発生者である加害者(受益圏)とそれによる被害者(受苦圏)が存在しているとして「重なり型」としている」(船橋 2001: 42)。このことからこの構造について本論においては「重なり型グループ」とする。

②「格差を伴った重なり型グループ」

東京ゴミ戦争における「東京22区(受益圏)」と「江東区(受苦圏)」の立場は、東京23区から出た全てのごみを江東区夢の島に集めるという点から立場の構造自体は重なり型グループと酷似している。しかし受益圏が東京23区全体と大きいにもかかわらず、受苦圏が江東区のみということで、受苦圏の苦しみは受益圏からは見えにくくなっており、しかも最終処分場である夢の島に集まるゴミの総量は大規模であることから受苦圏の人たちが受ける被害は甚大である。この構造について船橋は受益圏と受苦圏が重なっていても、その中で一方的な受益圏と一方的な受苦圏が存在している構造を「格差を伴った重なり型」としている(船橋 2001: 42-43)。このことから受益圏からの大きな負担を小さな受苦圏がすべてを負うという点から「格差を伴った重なり型グループ」とする。

③「対立型グループ」

東京ゴミ戦争における「杉並区(受益圏)」と「江東区(受苦圏)」と小金井市ごみ問題における「小金井市、国分寺市(受益圏)」と「日野市(受苦圏)」の立場は、重なり型グループとは違い、同じ自治体でもなければ区、市同士で接しているわけではない。しかし受苦圏だけが一定の負担を背負うにもかかわらず、受益圏と受苦圏が離れていることから受苦圏の苦しみは受益圏からは見えにくくなっている。このことから受苦圏側が住民が不満持ちやすく受益圏と受苦圏の双方の間において対立が起きやすいという点から「対立型グループ」とする。

④「逆転型グループ」

14. 東京新聞、2021年12月16日

小金井市ごみ問題における「小金井市(受益圏)」と「多摩地域(受苦圏)」の立場は自区内でのごみ処理場の用地選定がうまくいかないがためにごみの処理を肩代わりしてもらっていた小金井市が受益圏であり、小金井の一方的な理由でごみの処理の肩代わりをさせられていた多摩地域が受苦圏となる。だが今までのグループと比べると受苦圏側の負担は大きいものではない。しかし受益圏側においては「他の地域に申し訳ない」という点から利益を受けている側であるはずの受益圏側がごみの減量や細かい分別などを強いられる。またもし受苦圏側との対立を起こすとゴミの回収が停止されてしまう可能性がある。このことから利益を得ているはずの受益圏側において負担が生じるという点から「逆転型グループ」とする。

次章ではこれら4つのグループにおいてどのようにすれば受益圏と受苦圏の間である程度の公平性を保つことが出来るのかについて考察していきたい。

第4章 ごみ処理場における受益圏と受苦圏の公平性を保つには

第1節 ゴミ処理場における公平性とは

この節では、前章で述べたごみ処理場によってもたらされる受益圏と受苦圏の関係を踏まえつつ、江東区が東京ゴミ戦争を契機に提唱された自区内処理の原則について考察する。すなわち、ごみ処理において受益圏側ができる範囲での対策や努力を実施し、処理において妥協できる範囲でどのようにすれば公平性を保ちながらゴミ処理場を運用できるのかに焦点を当てることとするものである。

第2節 各受益圏と受苦圏グループに共通するゴミ処理に関する行動や対策

まずは各受益圏と受苦圏グループ個別の対策の

前に、各グループに共通するごみ処理に関する活動や対策について述べていきたい。

1つ目の対策としては、住民側が行うこととして「排出するごみの量を削減する」というものである。この活動の意味としては、受益圏側が排出するごみを減らすことで受苦圏側の負担を減らすことができるというものである。その活動に関して小金井市は1人1日当たりのごみ排出率であるリデュースやリサイクルの取り組みは全国でも常に上位である。環境省が全国の市町村及び特別地方公共団体を対象に行っている「一般廃棄物処理事業実態調査」によると令和3年度における小金井市の順位は人口10万人以上50万人未満の自治体でリデュース率は全国3位、リサイクル率は全国で2位である。このことから小金井市に限ると意欲的にごみの減量に取り組んでいることが分かる。しかしこの活動には問題があり、それは受苦圏側もリデュース・リサイクル等の活動を同様に取り組んでいるという点である。実際に令和3年度の人口10万人以上50万人未満の自治体でのリデュース率の全国2位は日野市である。このことからリデュース。リサイクル等のごみの減量活動は受苦圏側やその他多くの自治体の住民も取り組んでいて、受益圏側のごみ減量は「自区内処理の原則」から見ると当然のことである捉えられかねないというのが課題である。

2つ目の対策としては、行政側が行うこととして「ごみ処理を行ってもらうに当たり、費用を負担する」というものである。これは至極当然であるがごみ処理という負担の対価を払うことにより公平性を保とうとするものである。実際の事例として小金井市のケースでは、日野市が新しいごみ処理場を建設・運用する際、日野市単独の場合の費用が140億円かかる一方、3市共同の場合、日野市の負担額は84億円(総額176億円)であり、小金井市は日野市のごみ処理場の建設・完了費用

全体の22%を負担している。このことから、日野市は費用面において公平性を保つことに寄与していると言える。さらに、日野市では国分寺市や小金井市から支払われる「迷惑料」としての周辺環境整備費を、老朽化した南平体育館（南平）の建て替え費用に充てている。このことにより市の公共施設にも費用が使用され、市民生活においても恩恵があると言える。しかし費用負担という対策もごみ処理における自区内処理の原則からみると当然であると思われる。そして受苦圏側の苦しみを直接解決するものではないということであること、受益圏と受苦圏が同じ自治体である「重なり型グループ」ではほぼ意味がないことがこの対策の問題であると言える。

以上の2つが多く受益圏と受苦圏グループに共通するごみ処理に関する活動や対策である。

第3節 各受益圏・受苦圏のグループ特有の活動・対策

この節では前節で述べた共通のごみ処理に関する活動や対策の他に各グループにそれぞれに有効だと思われることについて述べていきたい。

①「重なり型グループ」

このグループの他の受益圏・受苦圏のグループと最も違う点は、受益圏と受苦圏が同じ自治体であるという点である。この特徴により受益圏側の住民が受苦圏側の住民の苦しみを理解しやすい。しかし新たに処理場を作るとなるとNIMBYの意識によりごみ処理場の新設や苦しみが継続する処理場の修繕などがしにくくなるという問題がある。ではどのようにすれば受苦圏側にとってある程度の公平性や妥協点を見出すことが出来るのか。ごみ処理場を新設する場合と現状の処理場を

修繕する場合双方で考えていきたい。

まずごみ処理場を新設する場合に最も重要なのは「住民の意見を聞く」ということである。当たり前のことではあるがもし無理やり建設をしようとすると、前述の東京ゴミ戦争における杉並区や、小金井市ごみ問題におけるジャノメミシン工場跡地のように住民との対立が起きてしまう。住民との対立が起きてしまうと自治体へのイメージの悪化につながり、他の立地での建設がさらに難しくなってしまうジレンマに陥ってしまう。それを回避するためにも「住民の意見を聞く」ことは最も重要である。

それを実戦した自治体として東京の調布市がある。調布市は小金井市が独自で新たな焼却場建設を議会で決議されて以降、二枚橋でのごみの処理を断念し1999年8月に三鷹市と共同での処理を決めて、その後、調布市は三鷹市との話し合いを重ね、2002年に両市は共同処理に基本合意することに至ると同時に両方の市民にアンケートも実施している。6カ所の候補地を選定しその中から建設地を決定し、2012年にはごみ処理場である「クリーンプラザふじみ」¹⁵の運用を開始している。もちろん住民からの反対運動などはあったものの、同じ時期に建設地を選定し始めたにもかかわらず小金井市よりも7年早く解決に向かっていることから、「住民の意見を聞く」ということの意義があるのではないだろうか。

次に現状の処理場を修繕する場合に必要なことは「住民の生活に配慮をする」ということである。具体的に言うと悪臭の原因となる匂いが出る煙突の高さを高くすることや、高度なごみ処理を行い最終処分場に向かう際の匂いの漏れを防ぐなど、住民の生活にできる限り配慮することが不可欠である。実際に小金井市の場合は二枚橋の処理場を

15. クリーンプラザふじみ：東京都調布市に所在するごみ焼却場

立て直す際に煙突の高さを高くしようと検討しているなど配慮をできる限り努力しようとする意識は感じ取れた。

②「格差を伴った重なり型グループ」

このグループの特徴は受益圏からの大きな負担を小さな受苦圏がすべてを負うという点にある。また受益圏側の受ける恩恵は大きい一方で、受苦圏が離れているため被害が見えにくいという問題がある。この問題の対策としては江東区が東京ゴミ戦争の際に提言した、負担の公平化のための中間処理施設の拡充及び施設の高度化が重要であり、つまり「自区内処理の原則」を適応すべき最たる例がこのグループである。

もう一つの対策として「環境教育」というものがある。これは東京23区において清掃行政側の一環として行われているものである。坂部貴之の『清掃行政と環境教育 東京練馬区の事例から』を参照すると、内容としては練馬区の小学4年生に対して行われているものでは、小学校の2時限分(90分)の時間を使い、3部構成で行われているものである。1部では「ごみの分別体験」、第2部では「資源とごみの流れ」として集められたゴミがどのような経緯で処理をされるのかを実際の最終処分場の写真のパネルや3Rの説明を交えながら子供たちにごみ処理を理解してもらい、第3部ではごみ収集車がどのようにごみを積み込んでいるのかをスケルトン収集車を用いて説明するという構成になっている。この練馬区の環境教育は主に清掃業務に取り組みられている方への厳しい言葉や偏見をなくして、正しい清掃事業について知ってもらうことを目的としている。この環境教育の活動を発展させて子供たちに最終処分場への社会科見学を通して受苦圏の現状を知ってもらい、ゴミの削減や3Rに積極的に取り組んでくれる次世代を育てることもこのグループの負担軽減になるのではないかと思う。

③「対立型グループ」

このグループの特徴は受益圏と受苦圏の間での公平性が保たれず双方の間で対立が起きる点にある。このグループでの対策としては受益圏側が受苦圏側の住民に対して配慮している姿勢を持ち実行をする以外に対策は難しいと考える。このグループの場合はどうしても受益圏と受苦圏での差が対比になっていて目に見えやすくなっている。そのために対策という対策は受益圏側の住民のゴミの減量努力や、受益圏側の自治体からの迷惑料の支払い、ごみ収集運搬に際して周辺自治体に配慮をするなどの一般的な対策以外難しいと考える。また、ごみ処理というものは当たり前であると考えてしまいがちだが、その当たり前は当たり前ではないということを受益圏側の住民と行政側が忘れないことも重要である。

④「逆転型グループ」

このグループの特徴は利益を得ている側のはずの受益圏側の住民が「受苦圏側に申し訳ない」という理由からごみの減量や細かい分別などを強いられるという点にある。

このグループにおける対策としては自治体行政側が速やかに新たな処理場をつくるか、一時的に衛生組合に加入することが必要である。新たな処理場を作ることは「逆転型グループ」の当事者であった小金井市が証明するように難しいことが分かる。このことから新たに既存の衛生組合に加入することが現実的であると考えられる。実際の事例として東京都府中市は二枚橋衛生組合の解散後は既存の衛生組合である多摩川衛生組合で可燃ごみを焼却している。しかし府中市は多摩川衛生組合に加入するにあたり、後発加入であったこと、それに加えて稲城市内に処理施設が所在していることなどの事情を考慮して36億円という組合加入金を支払ったとされる¹⁶。このように資金面において

問題があるものの、事態を先延ばしにするといずれごみ処理が難しくなっていくことは小金井市が証明していることから、早急に処理場を確保することがこのグループにおける対策である。

終章

日本において「自区内処理の原則」が必要とされる理由は主に受苦圏側だけに負担を押し付けることは是とされず、受益圏側も公平性を保つためにできる限りで受苦圏側の負担を減らすことを目的に存在しており、決して各自治体に清掃行政を簡潔させなければならないという意味ではないということがわかった。

小金井市においてゴミ処理場に起因するさまざまな問題が起きた原因は、小金井市が独断で新たな処理場を建設するとしたものの、見切り発車で建設予定地が決まっておらず、市民の意見を反映していないため住民からの反対の声が大きく建設予定地が長年決まらずに、ごみ処理をほかの多摩地域に処理をお願いする自転車操業になってしまったこと。また新しい市長がごみ処理をお願いしている立場にもかかわらずごみ処理の委託費用を無駄遣いとして、多摩地域から反感を買い危うくごみ処理が出来なくなりかけるなどの問題があった。これらの問題の原因は小金井市民でも、東京都及び多摩地域のせいでもなく、小金井の市政によってもたらされた問題であることがわかった。

そして受益圏と受苦圏の関係の中で問題が生じる理由としては、双方の間で不公平が発生することが直接的な原因である。具体的には最終処分を請け負っているにもかかわらず、最低限ゴミの削減や処理を行わないこと。受苦圏側に全く配慮せずに生活に支障をきたすことなどが要因であるこ

とがわかった。その上でどのようにすれば受益圏と受苦圏の間である程度の公平性を生み出すためには、まず受苦圏側の負担を考慮して、受益圏側はゴミの削減や分別、3Rであるリデュース、リユース、リサイクルを積極的に推進して、受苦圏側におけるごみ処理の負担を少しでも減らす努力をするほかに、自治体としては誠意として費用負担をすることが大前提である。これに加えて環境教育などを通して次世代の子供たちにごみ処理は当たり前ではないこと理解してもらおう。また学生でなかったとしてもごみ処理は当り前のサービスでないことを受益圏側の住民にも認識してもらおうが必要である。上記のようなごみの削減のための行動の循環を作り出すことが受益圏側の受苦圏側との公平性を生み出す重要な手段であるということが分かった。

今回の考察を通して分かったことは、ごみ処理の過程において根本的に受苦圏を無くすことは不可能である。だからこそ受益圏側の住民は「自区内処理の原則」の基本である負担の公平化を実現するために、積極的にごみの分別を行い、決まった日時に特定の種類のごみを捨てる必要があるということが分かった。今後、自分自身もごみの削減や分別に積極的に取り組むことで、受益圏側と受苦圏側の公平性の向上に協力していきたい。ごみ処理は個々の意識と行動が非常に重要な役割を果たす公共サービスであるということを再認識することが出来た。

参考文献

- 池上彰、2014、『池上彰の現代史授業昭和編3』、ミネルヴァ書房。
環境省、2023、『日本の廃棄物処理 令和三年度版』。
広報ひの、2018、『広報ひの平成25年6月15日号』。

16. 1993年の多摩ニュータウン環境組合結成に伴い、多摩市が脱退したのと入れかわる形で府中市が多摩川衛生組合に加入した。

小金井市、2020、「可燃ごみ処理の支援状況（平成19年度から令和元年度）」。

小金井市、2020、「「ごみ非常事態宣言」に代わる新たなスローガンを設定しました／4月から有害ごみの出し方を一部変更します」、市報こがねい

(2023年11月10日アクセス、<https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/461/530/>)。

坂部貴之、2022、「清掃行政と環境教育—東京都練馬区の事例から」『都市問題7』113：39-44。

鄭智允、2014a、「自区内処理の原則」と広域処理（上）
小金井市のごみ処理施設立地問題の現況から」『自治総研通巻』427：29-49。

鄭智允、2014b、「自区内処理の原則」と広域処理（中）
小金井市のごみ処理施設立地問題の現況から」『自治総研通巻』428：45-64。

鄭智允、2014c、「自区内処理の原則」と広域処理（下）
小金井市のごみ処理施設立地問題の現況から」『自治総研通巻』429：35-53。

ついでにウォーキング、2020、「東京都の一部事務組合等」

(2023年11月8日アクセス、[z_353.pdf \(coocan.jp\)](https://www.coocan.jp/z_353.pdf))。

東京新聞、2020、「体育館建て替え費に 新ごみ焼却場の「迷惑料」日野市」

(2023年11月28日アクセス、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/24319>)。

東京新聞、2021、「公園のごみ収集車専用道は違法、二審も日野市側の主張認めず 市長への2億5000万円の賠償請求を命じる」

(2023年11月28日アクセス、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/149100>)。

西多摩衛生組合、2020、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」。

日本経済新聞、「小金井市長が引責辞任を表明、ごみ処理費「ムダ」発言で。」

2011年11月2日、朝刊、43。

日本経済新聞、「新市長に稲葉氏返り咲き、小金井ごみ問題、前途多難——支援継続、周辺自治体に要請」

2011年12月20日、朝刊、15。

船橋晴敏、2001、「環境問題の社会学的研究」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴敏編『環境社会学の視点』（講座環境社会学 第1巻）、29-62。